

食品表示基準Q & A 目次

(令和4年度～令和6年度 頻出質問TOP30)

Q1. 中間加工原材料を使用した場合の原材料名の表示方法について教えてください

Q2. 食品関連事業者の事項名について、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示との関係を教えてください。

Q3. 商品名を名称として表示したり、名称に括弧を付して商品名を併記することはできますか。

Q4. 複合原材料の原材料の表示を省略することができる具体例を教えてください。

Q5. 容器包装の表示を誤った場合、誤った表示の上からシール等を貼り付けて訂正することは可能ですか。

Q6. 詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。

Q7. 食品関連事業者の表示方法を教えてください。

Q8. 以下の場合は「製造者の氏名又は名称」の表示として適切ですか。

① 製造者が個人の場合であって、「製造者の氏名又は名称」として、消費太郎」のように氏名が書いてなく「消費商店」のように屋号が書いてある場合

② 製造者が法人の場合であって、「製造者の氏名又は名称」として、登記された正式の名称（「株式会社消費物産」）でなく、単に「消費屋」とするように法人かどうか判然としない方法で表示してある場合

Q9. どのような原材料が「特色のある原材料」に該当するのですか。

Q10. 数種類の製品を詰め合わせた場合、原材料名、添加物、内容量の表示はどのようにすればよいですか。

Q11. 表示した原材料名に対応して原産地又は製造地を表示することになっていますが、対象原材料が「はちみつ」や「食塩」等の場合はどのように表示すればよいですか。

Q12. 複合原材料に使用されている添加物は、複合原材料の括弧内の最後に表示するのですか。それとも一括表示の原材料名欄の最後に表示するのですか。

Q13. 製品の原産国名を表示する必要がある加工食品の考え方について教えてください。

Q14. 表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか。

Q15. 複合原材料を分割して表示できる条件の詳細について教えてください。

Q1 6. 原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

Q1 7. 製造者と表示責任者（販売者）が異なる場合の表示方法について具体的に教えてください。

Q1 8. 原材料名の表示で、カレー粉等多種類の香辛料からなるものであって、小型容器包装に入れられたものについて、使用した全ての香辛料を表示しなければならないのですか。

Q1 9. 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

Q2 0. どのような食品が食品表示基準の適用を受けるのですか。

Q2 1. 食品表示基準第7条「特色のある原材料等に関する事項」について、本規定の目的と概要を教えてください。

Q2 2. 詰め合わせ商品、個包装集合体のもので、個包装に表示した場合、商品外装パッケージにも表示する必要がありますか。必要がある場合、表示方法を教えてください。また、反対に、個包装に表示せずに商品外装パッケージのみに表示することも可能ですか。

Q2 3. 表示可能面積が 150 平方センチメートルより大きい場合は、5.5～7.5 ポイントの文字のサイズを使用することはできないのですか。

Q2 4. 食品関連事業者の行為における「製造」、「加工」とは、具体的にはどのような行為を指しますか。

Q2 5. 食品表示基準別記様式1に従った表示を必ず行わなければならないのですか。

Q2 6. 複数の加工食品により構成される製品の原材料の表示方法を教えてください。

Q2 7. 原料原産地表示の対象となる加工食品はどのようなものですか。

Q2 8. 製品の原産国について教えてください。また、（加工-150）でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。

Q2 9. 特色のある原材料の割合表示として、

① 製品に占める割合

② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合

のいずれを表示すればよいのですか。

Q3 0. 原材料の表示順は、製造時の原材料配合割合に従って決定するのですか。

Q1. 中間加工原材料を使用した場合の原材料名の表示方法について教えてください。

(答)

食品を製造する際に、小麦粉、しょうゆなどの加工食品を仕入れて、それを原材料として使用する場合には、加工原材料を使用していることが分かるように表示することを原則としています。

加工食品の原材料名の表示は、原則、最終製品を製造する事業者が使用する状態の原材料を、最も一般的な名称で表示することとなります。そのため、加工原材料を用いて製品を製造した場合には、当該加工原材料の最も一般的な名称を表示することになります。

< 1種類の原材料からなる加工原材料を使用した場合の表示方法 >

【例①】小麦粉を仕入れて使用した場合

| | |
|------|--------------|
| 原材料名 | 小麦粉、砂糖、○○、△△ |
|------|--------------|

複合原材料を使用した場合には、例②-1のように複合原材料の名称の次に括弧を付して当該複合原材料を構成する原材料を最も一般的な名称をもって表示することとなります。

ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合は、例②-2のように当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該割合が5%未満である原材料については「その他」と表示することができます。

また、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、例②-3のように当該複合原材料の原材料の表示を省略することができます。

ただし、原材料名の表示について食品表示基準別表第4において別途原材料名の表示

方法が規定されている食品については、これらの規定に従い表示することになります。

＜複合原材料を使用した場合の表示方法＞

【例②】食用植物油脂、卵黄、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖からなるマヨネーズを仕入れて使用した場合（香辛料、食塩、砂糖はマヨネーズにおける割合が5%未満）

例②-1 基本の書き方

| | |
|------|--|
| 原材料名 | ○○、△△、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、香辛料、食塩、砂糖）、□□、×× |
|------|--|

例②-2 香辛料、食塩、砂糖を「その他」と表示する場合

| | |
|------|--|
| 原材料名 | ○○、△△、マヨネーズ（食用植物油脂、卵黄（卵を含む）、醸造酢、その他）、□□、×× |
|------|--|

※ 醸造酢は重量割合が3位以下ですが、5%以上使用されているため「その他」と表示できません。

例②-3 使用したマヨネーズの最終製品に占める割合が5%未満の場合

| | |
|------|----------------------------|
| 原材料名 | ○○、△△、□□、××、……、マヨネーズ（卵を含む） |
|------|----------------------------|

※ マヨネーズについては、「複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合」でなくとも、「複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合」に該当するため、複合原材料の原材料の表示を省略することも可能です。

（加工-51）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q2. 食品関連事業者の事項名について、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示との関係を教えてください。

(答)

1 加工食品について、表示責任者の氏名又は名称及び住所を表示することが規定されています。表示責任者の氏名又は名称及び住所の表示は、消費者等が当該商品に対する問合せ等を行うために必要な表示であり、問合せ等に応答できる者の氏名又は名称及び住所であれば、法人の場合、必ずしも法人登記されている名称又は住所である必要はありません。

2 一方、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の表示は、食品を摂取する際の安全性の確保の観点から、当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所の所在地を表示することが規定されており、製造者又は加工者の氏名又は名称については、法人の場合、法人登記されている名称（ローマ字で登記されている場合は、片仮名の名称でも可能です。）である必要があります。

3 これらの規定は目的が異なっていることから、表示責任者の氏名又は名称及び住所と、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を、それぞれ適切な事項名で表示することが必要となります。なお、事項名については、（Q11／総則-15）の表に基づき判断してください。

4 表示責任者の氏名又は名称及び住所と、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称とが同一である場合には、表示責任者の氏名又は名称及び住所を表示することで両規定を満たしているものとみなされます。

5 一方、両規定により表示する者が異なる場合は、表示責任者の氏名又は名称及び住所を食品表示基準別記様式1の枠内に表示することが必要です。なお、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称についても食品表示基準別記様式1の枠内に表示することは可能ですが、この場合、どちらの者が表示責任者であるかを合意しておく必要があります。

また、表示責任者は1者となります、温度帯を変更するなど部分的に表示の変更を行う場合は、その表示事項について、変更した者が責任を負うことになります。

6 なお、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称は、表示責任者の氏名又は名称及び住所に近接して表示しなければならないことが規定されています。

（加工－115）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q3. 商品名を名称として表示したり、名称に括弧を付して商品名を併記することはできますか。

(答)

1. 食品表示基準第3条第1項の表の名称の規定において、名称は、その内容を表す一般的な名称で表示するよう規定していますので、商品名がその内容を表す一般的な名称であれば名称に使用することは可能です。
2. また、他法令により表示規制のある品目については、当該法令により名称が制限を受けることがあります。
3. 名称に括弧を付して商品名を併記することについては、併記することにより名称を誤認させるものでないものであれば、差し支えないものと考えます。

(加工-7) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q4. 複合原材料の原材料の表示を省略することができる具体例を教えてください。

(答)

1 次のいずれかに該当するときは複合原材料の原材料の表示を省略することができます。

(1) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満であるとき

(2) 複合原材料の名称からその原材料が明らかなとき

なお、複合原材料の名称からその原材料が明らかなときとは、

① 複合原材料の名称に主要原材料が明示されている場合（例；鶏唐揚げ、鯖味噌煮等）

② 複合原材料の名称に主要原材料を総称する名称が明示されている場合（例；ミートボール、魚介エキス、植物性たんぱく加水分解物等）

③ JAS規格、食品表示基準別表第3、公正競争規約で定義されている場合（例；ロースハム、マヨネーズ等）

④ 上記以外で一般にその原材料が明らかである場合（例；かまぼこ、がんもどき、ハンバーグ等）

等が考えられます。

2 したがって、例えば、鶏唐揚げは「鶏唐揚げ」と表示すればそれ自体の原材料を省略することができますが、煮物については、「煮物」と表示するだけではその原材料が明らかとはいえませんので、

「煮物（里芋、人参、ゴボウ、コンニャク、しょうゆ、砂糖、水飴、みりん、食塩）」などと表示することとなります。当該複合原材料に占める重量の割合の高い順が3位以下であって、かつ、当該複合原材料に占める重量割合が5%未満であれば「その他」とまとめて表示することができます。

Q5. 容器包装の表示を誤った場合、誤った表示の上からシール等を貼り付けて訂正することは可能ですか。

(答)

表示を訂正するために誤った表示の上からシール等により適正な表示を貼付すること自体は差し支えありません。

しかしながら、消費者等に誤解を与えるおそれがあることも留意し、消費者等からの問合せにはきちんと対応する等、事業者として適切な対応をすることが重要です。

なお、本来、誤った表示の上から適正な表示を貼付することにより明確に修正することが望ましいですが、令和3年3月17日から、食品ロスの削減を推進する観点から、適正な表示を記載したポップシール又はネックリンガーを容器包装の任意の場所に貼付又は配置することによる簡便な表示修正を認める運用を始めることとします。ただし、当分の間、当該修正方法は、安全性に係る表示事項（※）についての修正には認められません。本運用状況については、今後検証を行っていく考えです。また、消費者に誤認を与えない誤字、脱字等の表示ミスについては、食品ロスの削減を推進する観点から、安易に自主回収を行わないことが求められます。

※ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するためには加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成27年内閣府令第11号）第1条各号に掲げる事項を指します。

（加工-269）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q6.詰め合わせ食品の表示方法について教えてください。

(答)

1 詰め合わせ食品の表示に当たっては、単なる詰め合わせ商品になるのか、詰め合わせることで新たな独立した一つの商品となるのかによって、表示方法が異なります。

2 単なる詰め合わせ商品の場合

個別の詰め合わせた食品ごとに外装に表示するのが原則です。ただし、詰め合わせた食品の一つ一つに表示があり、外装からその表示が認識できる場合は、改めて外装に表示をする必要はありません。

また、個々の容器包装に表示をしてある食品を、客の求めに応じて箱等に入れて販売する場合の箱等には表示をしなくても差し支えありません。

3 新たな独立した一つの商品（詰め合わせたものを全て使用して合わせて食することを意図した食品等）の場合（例：カップ麺、即席みそ汁、鍋セット等）全体を一つの食品とみなし、外装に一括表示するのが原則です。この際、各構成要素は当該加工食品の原材料になります。

4 ただし、新たな独立した一つの商品であっても、各構成要素が食品表示基準別表第19及び別表第24の上欄に掲げる食品のうち、以下に掲げる食品に該当する場合は、同表の中欄に掲げる表示事項を同表の下欄に定める表示方法に従い、当該商品の外装に表示してください。

- ① 即席めん類（即席めんのうち生タイプ即席めん以外のものをいう。）
- ② 食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）
- ③ 食肉製品（食品衛生法施行令第13条に規定するものに限る。）

- ④ 乳
- ⑤ 乳製品
- ⑥ 乳又は乳製品を主要原料とする食品
- ⑦ 鶏の液卵（鶏の殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）
- ⑧ 切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）
- ⑨ 生かき
- ⑩ ゆでがに
- ⑪ 魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこ
- ⑫ ふぐを原材料とするふぐ加工品
- ⑬ 鯨肉製品
- ⑭ 冷凍食品
- ⑮ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品
- ⑯ 容器包装に密封された常温で流通する食品（清涼飲料水、食肉製品、鯨肉製品及び魚肉練り製品を除く。）のうち、水素イオン指数が4.6を超え、かつ、水分活性が0.94を超え、かつ、その中心部の温度を摂氏120度で4分間に満たない条件で加熱殺菌されたものであって、ボツリヌス菌を原因とする食中毒の発生を防止するために摂氏10度以下の保存を要するもの
- ⑰ 水のみを原料とする清涼飲料水
- ⑱ 食品表示基準別表第24に掲げる表示事項（玄米及び精米に関する表示事項、しいたけに関する表示事項及び水産物に関する表示事項を除く。）

（加工－241）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q7. 食品関連事業者の表示方法を教えてください。

(答)

- 1 表示責任者である食品関連事業者の氏名又は名称及び住所を、「製造者」、「加工者」、「販売者」、「輸入者」のいずれかの事項名を付して、一括表示部分に表示することが必要です。
- 2 事項名については、表示責任者が当該製品の製造業者である場合には「製造者」、加工者である場合は「加工者」、輸入業者にあっては「輸入者」とすることが基本です。
- 3 なお、製造業者、加工者又は輸入業者との合意等により、これらの者に代わって販売業者が表示責任者となることも可能です。この場合、事項名を「販売者」とすることが必要です。

(加工-114) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q8. (加工-120) 以下の場合は「製造者の氏名又は名称」の表示として適切ですか。

- ① 製造者が個人の場合であって、「製造者の氏名又は名称」として、「消費太郎」のように氏名が書いてなく「消費商店」のように屋号が書いてある場合
- ② 製造者が法人の場合であって、「製造者の氏名又は名称」として、登記された正式の名称（「株式会社消費物産」）でなく、単に「消費屋」とするように法人かどうか判然としない方法で表示してある場合

(答)

製造者の「氏名又は名称」は、製造を実施した者が誰であるかを客観的に明らかにし、かつ、その者の同一性を示すものであり、また、法人の場合には、そのものが法人であることを客観的に認識し得る程度に明らかにすることが必要であるものと解します。「消費商店」や「消費屋」が登記された正式の法人名ではなく単なる屋号等の場合、「消費商店」、「消費屋」のみでは不十分で、「消費太郎」のように氏名を表示したり、「株式会社消費物産」のように登記された正式の法人名を表示していなければなりません。

- ① 「消費商店」ではなく、例えば、「消費商店（代表者消費太郎）」のように表示することは可能です。
- ② 「消費屋」ではなく、例えば、「株式会社消費物産（消費屋）」のように表示することは可能です。

(加工-120) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q9. どのような原材料が「特色のある原材料」に該当するのですか。

(答)

1 「特色のある原材料」とは、特色のあることを示す用語を冠する等により、一般的名称で表示される原材料に対し差別化が図られたものであり、同種の原材料に占める割合が100%使用でない場合に「○○使用」、「○○入り」のように「使用した旨」を表示することが、消費者に優良誤認を与えると考えられるものを指します。「特色のある原材料」に該当するものを、以下のとおり整理しました。

① 特定の原産地のもの

- ・国産大豆絹豆腐
- ・トルコ産ヘーゼルナッツ使用
- ・十勝産小豆使用
- ・国内産山ごぼう使用
- ・三陸産わかめを使用 等

② 有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品

- ・有機小麦粉使用
- ・有機栽培こんにゃく芋から自社生産
- ・有機牛肉使用 等

③ 非遺伝子組換えのもの等

④ 特定の製造地のもの

- ・群馬県で精製されたこんにゃく粉入り
- ・北海道で製造されたバターを使用 等

⑤ 特別な栽培方法により生産された農産物

- ・特別栽培ねぎ入り
- ・栽培期間中農薬不使用のにんじん使用 等

⑥ 品種名等

- ・とちおとめ使用
- ・コシヒカリ入り
- ・本まぐろ入り 等

⑦ 銘柄名、ブランド名、商品名

- ・宇治茶使用
- ・松阪牛使用
- ・越前がに入り
- ・市販されている商品の商品名〇〇を「〇〇使用」 等

(③については、食品表示基準第3条第2項の表の遺伝子組換え食品に関する事項の規定に基づき表示することが必要。)

2 ただし、他法令、行政機関の定めるガイドライン等により、上記①～⑦に該当する原材料の表示方法が定められているものについては、当該法令等に定める方法により表示する場合に限り、特色のある原材料には該当しないものとします。

3 なお、当然のことながら、1において特色のある原材料に該当すると整理したもの以外についても、その原材料に関する表示が、実際のものより優良な製品であると誤認させる場合は不適切です。事業者は食品表示法に基づく本規定のみならず、景品表示法など他法令で定められた優良誤認防止の規定にも留意しつつ、消費者に誤認を与えない適切な表示を行ってください。

(加工-202) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q10. 数種類の製品を詰め合わせた場合、原材料名、添加物、内容量の表示はどのようにすればよいですか。

(答)

1. 原材料名及び添加物の表示を原材料名欄に表示する場合は、ケーキの詰め合わせを例にすると、「チョコレートケーキ（砂糖、卵、小麦粉、植物油脂、カカオマス、全粉乳・・・/ 乳化剤、膨張剤、香料）、いちごケーキ（砂糖、小麦粉、卵、植物油脂、カカオバター、いちご・・・/ 乳化剤、膨張剤、香料）」等とそれぞれの製品ごとに複数の製品の全ての原材料名及び添加物を、食品表示基準に基づき表示します。なお、添加物は、「チョコレートケーキ（砂糖、卵、小麦粉、植物油脂、カカオマス、全粉乳・・・）、いちごケーキ（砂糖、小麦粉、卵、植物油脂、カカオバター、いちご・・・）/ 乳化剤、膨張剤、香料」等とまとめて表示することも可能です。
2. 添加物の表示を、添加物欄を設けて表示する場合は、「チョコレートケーキ（乳化剤、膨張剤、香料）、いちごケーキ（乳化剤、膨張剤、香料）」と原材料名の表示と同様にそれぞれの製品ごとに複数の製品の全ての添加物を食品表示基準に基づき表示します。なお、まとめて「乳化剤、膨張剤、香料」と表示することも可能です。
3. 内容量は、「A製品〇〇g、B製品〇〇g」又は「〇〇g（A製品〇〇g、B製品〇〇g）」と表示します。
4. 詰め合わせた食品の一つ一つに表示があり、外装からその表示が認識できる場合は、改めて外装に表示をする必要はありません。

Q11. 表示した原材料名に対応して原産地又は製造地を表示することになっていますが、対象原材料が「はちみつ」や「食塩」等の場合はどのように表示すればよいですか。

(答)

1 加工食品の原料原産地表示するに当たり、

- ① 対象原材料が生鮮食品の場合は、その原材料の「原産地」を表示
 - ② 対象原材料が加工食品の場合は、その原材料の「製造地」を表示
- と、原材料名に合わせて、表示する必要があります。

そのため、原材料名が、生鮮食品を表しているのか、加工食品を表しているのか重要なとなります。

2 しかしながら、食品表示基準別表第1において、加工食品に分類されている食品であっても、一般的に生鮮食品に近い食品であると認識されていることなどにより、製造地表示になじまない食品等があります。

3 したがって、消費者へ適切な情報提供を行う観点から、上記に該当する場合の取扱いを事例として下表に整理します。

| 生鮮食品として取り扱うこととなる 原材料名 (「○○産」等と表示) | 加工食品として取り扱うこととなる 原材料名 (「○○製造」等と表示) |
|---|--|
| はちみつ | 精製はちみつ |
| 海水、岩塩、天日塩（注） | 塩、食塩、食用塩 |
| 鶏卵、卵、卵白、卵黄 | 液卵、乾燥卵、粉卵、凍結卵、濃縮卵 |
| コショウ、ブラックペッパー、ターメリック、ウコン、クミン | コショウ粉末、ブラックペッパー粉末、ターメリックパウダー、ウコン粉末、クミン末 |

（注）「海水」にあっては採水場所を国名又は水産物の原料原産地表示（水域名の表示等）に準じて、「岩塩」、「天日塩」にあっては採取場所等を国名又は農産物の原料原産地表示（都道府県名等）に準じて表示してください。

（原原-51）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q12. 複合原材料に使用されている添加物は、複合原材料の括弧内の最後に表示するのですか。それとも一括表示の原材料名欄の最後に表示するのですか。

(答)

1 添加物の表示は、原則、添加物の事項欄を設け、添加物に占める重量の割合の高いものから順に表示することになります。

なお、添加物の事項欄を設けずに表示する場合は、原材料名の事項欄に原材料名と明確に区分して表示する必要があり、複合原材料の括弧内の最後に表示するのではなく、その食品に使用した他の添加物（複合原材料に使用されている以外の添加物）とまとめて最後に表示が必要です。

2 この際、加工助剤やキャリーオーバーに該当する添加物の表示は不要ですが、当該添加物に由来する特定原材料についてのアレルギー表示が必要です。

(加工-74) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q13. 製品の原産国名を表示する必要がある加工食品の考え方について教えてください。

(答)

1 食品表示基準第3条第2項において、輸入品にあっては、原産国名を表示することを義務付けています。ここで言う「輸入品」とは、

- ① 容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品（製品輸入）
- ② バルクの状態で輸入されたものを、国内で小分けし容器包装した製品
- ③ 製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品
- ④ その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品を指します。

2 また、景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」の規定では、国内で生産された商品についてその商品が国内で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるときは「国産」等と表示すること、又は外国で生産された商品についてその商品がその原産国で生産されたものであることを一般消費者が判別することが困難であると認められるときは、その原産国名を表示することが規定されています。

（加工-150）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q14. 表示禁止事項の「実際のものより著しく優良又は有利であると誤認させる用語」、「その他内容物を誤認させる文字、絵、写真その他の表示」とは、どのようなものですか。

(答)

1 加工食品の表示禁止事項は、第3条、第4条、第6条及び第7条（名称、原材料、添加物等）に関連するものに限定されます。

2 具体的には、例えば、以下のものが該当します。

- ・ 特定の原産地のもの、有機農産物など、特色のある原材料を一切使用していないにもかかわらず、当該特色のある原材料を使用した旨の強調表示
- ・ 産地名を誤認させる表示
- ・ 添加物を使用した加工食品に「無添加」と表示
- ・ 原材料名及び添加物に使用していない原材料及び添加物を表示
- ・ 機能性表示食品において、合理的な理由がなく、1日当たりの摂取目安量当たりの機能性関与成分の含有量の表示と実際の含有量が相違している場合

・ 栄養機能食品において、合理的な理由がなく、1日当たりの摂取目安量に含まれる機能に関する表示を行っている栄養成分の量が栄養素等表示基準値に占める割合の表示と実際の割合が相違している場合

3 食品表示基準第3条、第4条、第6条及び第7条に関連していないものは、景品表示法等他法令により措置されることとなります。

(加工-277) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q15. 複合原材料を分割して表示できる条件の詳細について教えてください。

(答)

複合原材料の表示方法については原則（Q1／加工－51）に従い表示することになりますが、それらを使用した場合であっても食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項1の三に規定する場合、以下の条件から総合的に判断します。

(参考)

第3条第1項の表原材料名の項1の三

三 一及び二の規定にかかわらず、単に混合しただけなど、原材料の性状に大きな変化がない複合原材料を使用する場合については、当該複合原材料の全ての原材料及びそれ以外の使用した原材料について、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示することができる。

<条件1>

中間加工原材料を使用した場合であって、消費者がその内容を理解できない複合原材料の名称の場合

<条件2>

中間加工原材料を使用した場合であって、複数の原材料を単に混合（合成したものは除く。）しただけなど、消費者に対して中間加工原材料に関する情報を提供するメリットが少ないと考えられる場合

(次頁に続く)

【例①】

砂糖、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩を混合した複合原材料「ココア調製品」を仕入れ、製造したクッキー

○ 複合原材料表示による方法

| | |
|------|---|
| 原材料名 | 小麦粉、ココア調製品(砂糖、ココアパウダー、その他)バター、鶏卵 膨張剤 |
|------|---|

○ 分割して表示する方法

| | |
|------|---|
| 原材料名 | 小麦粉、バター、砂糖、鶏卵、ココアパウダー、アーモンドパウダー、食塩 膨張剤 |
|------|---|

【例②】

砂糖と卵黄を混合した複合原材料「加糖卵黄」を仕入れ、製造したパウンドケーキ

○ 複合原材料表示による方法

| | |
|------|--------------------------------------|
| 原材料名 | 加糖卵黄（卵黄（卵を含む）、砂糖）小麦粉、バター、レーズン 膨張剤 |
|------|--------------------------------------|

○ 分割して表示する方法

| | |
|------|---------------------------------|
| 原材料名 | 小麦粉、バター、卵黄（卵を含む）、砂糖、レーズン 膨張剤 |
|------|---------------------------------|

(次頁に続く)

【例③】

もち米粉に小麦グルテン及び加工でん粉が混合されたもち米粉調製品にpH調整剤を添加して製造された餅

○ 複合原材料表示による方

| | |
|------|--------------------------------------|
| 原材料名 | もち米粉調製品（もち米粉、小麦グルテン） 加工デンプン、pH調整剤 |
|------|--------------------------------------|

○ 分割して表示する方法

| | |
|------|-----------------------------|
| 原材料名 | もち米粉、小麦グルテン 加工デンプン、pH調整剤 |
|------|-----------------------------|

なお、複合原材料の一般的な名称が存在し、性状に大きな変化がある場合であっても、同じ構成の複合原材料を複数使用した場合など、そのまま表示した場合に消費者に分かりにくい表示となる場合については、必要に応じてもとの原材料に分割して表示することもできます。

（加工-52）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q16. 原料原産地表示の対象となる原材料とはどのようなものですか。

(答)

1 原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）を原料原産地表示の対象（これを対象原材料といいます。）とし、原材料名に対応させてその原産地名の表示をする必要があります。

事業者の実行可能性も考慮し上記を原料原産地表示の対象としましたが、消費者への情報提供の観点からは、できるだけ多くの原材料を原料原産地表示の対象とすることが望ましいです。

ただし、別表15の1に掲げる22食品群と、以下の5品目は個別に原料原産地の規定を設け、原料原産地表示の対象となる原材料を定めています。

- ① 農産物漬物は、重量割合上位4位（又は3位）かつ5%以上の原材料
- ② 野菜冷凍食品は、重量割合上位3位かつ5%以上の原材料
- ③ うなぎ加工品は、うなぎ
- ④ かつお削りぶしは、かつおのふし
- ⑤ おにぎりは、のり

2 なお、以下の法律の規定に基づき、重量割合上位1位の原材料の原産地が表示（情報伝達）されている場合、当該原材料には食品表示基準の原料原産地表示の規定を適用しません。

- ① 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）（平成21年法律第26号）（食品表示基準別表第15の1の(6)に掲げるものを除く。）
- ② 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）平成29年9月時点は、②に基づく表示の基準として、果実酒等の製法品質表示基準を定める件（平成27年国税庁告示第18号）が制定されています。

（原原－2）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q17. 製造者と表示責任者（販売者）が異なる場合の表示方法について具体的に教えてください。

（答）

食品表示基準第3条第1項の表に規定しているとおり、一般用加工食品を販売する場合「表示責任者（販売者）の氏名又は名称及び住所」に加えて、これまでどおり、公衆衛生上の危害発生・拡大防止の観点から「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」を表示する必要があります。その際、「製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称」は「表示責任者（販売者）の氏名又は名称及び住所」に近接して表示する必要があります。具体的には以下の表示方法が考えられます。

① 表示責任者が販売者であり、製造者が異なる場合

ア 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

販売者の欄に近接して表示してください。

| | |
|------|-------------------------------|
| 名称 | |
| 原材料名 | |
| 添加物 | |
| 内容量 | |
| 賞味期限 | |
| 保存方法 | |
| 販売者 | □□株式会社 東京都千代田区霞が関■ - ■ - ■ |

製造所※1 ○○株式会社

東京都千代田区永田町● - ● - ●

（次頁に続く）

イ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠内に表示した場合の表示例

| | |
|-------|-------------------------------|
| 名称 | |
| 原材料名 | |
| 添加物 | |
| 内容量 | |
| 賞味期限 | |
| 保存方法 | |
| 販売者 | □□株式会社 東京都千代田区霞が関■ - ■ - ■ |
| 製造所※1 | ○○株式会社 東京都千代田区永田町● - ● - ● |

(次頁に続く)

ウ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を、製造所固有記号を用いて表示した場合の表示例（例：当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号を表示する場合※2）

製造所固有記号を用いて表示する場合に併せて必要となる表示事項については、必ずしも販売者の欄に近接して表示する必要はありませんが、分かりやすい箇所に表示するようしてください。

| | |
|------|---------------------|
| 名称 | |
| 原材料名 | |
| 添加物 | |
| 内容量 | |
| 賞味期限 | |
| 保存方法 | |
| 販売者 | □□株式会社 + A A |
| | 東京都千代田区霞が関■ - ■ - ■ |

製造所固有記号

A A : ○○株式会社▲▲工場 神奈川県 . . .

A B : ○○株式会社◆◆工場 栃木県 . . .

A C : ○○株式会社▼▼工場 愛知県 . . .

(次頁に続く)

エ 輸入品を小分けし、加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称を一括表示部分の枠内に表示した場合の表示例

| | |
|-------|-------------------------------|
| 名称 | |
| 原材料名 | |
| 添加物 | |
| 内容量 | |
| 賞味期限 | |
| 保存方法 | |
| 原産国名 | △△国 |
| 販売者 | □□株式会社 東京都千代田区霞が関■ - ■ - ■ |
| 加工所※3 | ○○株式会社 東京都千代田区永田町● - ● - ● |

(次頁に続く)

オ 輸入品を小分けし、加工所所在地及び加工者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

一括表示部分の枠外に表示することも可能ですが、販売者に近接して表示してください。

| | |
|---------------------|--------|
| 名称 | |
| 原材料名 | |
| 添加物 | |
| 内容量 | |
| 賞味期限 | |
| 保存方法 | |
| 原産国名 | △△国 |
| 販売者 | □□株式会社 |
| 東京都千代田区霞が関■ - ■ - ■ | |

加工所※3 ○○株式会社

東京都千代田区永田町● - ● - ●

(次頁に続く)

② 表示責任者が製造者である場合（販売者と製造者が同一の場合を含む。）製造者が表示責任者の場合は、製造者の氏名又は名称、製造者の住所及び製造所の所在地を表示すればよい。

ア 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠外に表示した場合の表示例

製造者の欄に近接して表示してください。

| | |
|------|-----------------|
| 名称 | |
| 原材料名 | |
| 添加物 | |
| 内容量 | |
| 賞味期限 | |
| 保存方法 | |
| 製造者 | □□株式会社 |
| | 東京都千代田区霞が関■－■－■ |

製造所※4 東京都千代田区永田町●－●－●

(次頁に続く)

イ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を一括表示部分の枠内に表示した場合の表示例

| | |
|-------|-------------------------------|
| 名称 | |
| 原材料名 | |
| 添加物 | |
| 内容量 | |
| 賞味期限 | |
| 保存方法 | |
| 製造者 | □□株式会社 東京都千代田区霞が関■ - ■ - ■ |
| 製造所※4 | 東京都千代田区永田町● - ● - ● |

(次頁に続く)

ウ 製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を、製造所固有記号を用いて表示した場合の表示例（例：当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号を表示する場合※2）

製造所固有記号を用いて表示する場合に併せて必要となる表示事項については、必ずしも販売者の欄に近接して表示する必要はありませんが、分かりやすい箇所に表示するようしてください。

| | |
|------|-------------------------------------|
| 名称 | |
| 原材料名 | |
| 添加物 | |
| 内容量 | |
| 賞味期限 | |
| 保存方法 | |
| 製造者 | □□株式会社 + A A 東京都千代田区霞が関■ - ■ - ■ |

製造所固有記号

A A : ▲▲工場 神奈川県 . . .

A B : ◆◆工場 栃木県 . . .

A C : ▼▼工場 愛知県 . . .

※1 「製造者」、「製造場所」等の製造した場所が分かるような事項名も可。

なお、「加工所の所在地及び加工者の氏名又は名称」を表示する場合は「加工所」、「加工場所」等の加工した場所が分かるような事項名とする。

(次頁に続く)

※2 製造所固有記号を表示した場合には、食品表示基準第3条第1項の表の製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称の項の下欄3に示す一から三までのいずれかを表示しなければならないこととなっている。表示例は、同項下欄3の三の事例であり、同項下欄の一又は二に掲げる事項を表示することも可能である。

【参考】食品表示基準第3条第1項

| | |
|--|--|
| 製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては、輸入業者の営業所所在地、乳にあっては乳処理場（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理場。以下同じ）の所在地。以下この章において同じ。）及び製造者又は加工者の氏名又は名称（輸入品にあっては、輸入業者の指名又は名称、乳にあっては乳処理業者（特別牛乳にあっては特別牛乳搾取処理業者。以下 | <p>1・2（略）</p> <p>3 1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は販売者（乳、乳製品及び乳又は乳製品を主要原料とする食品を販売する者を除く。以下3において同じ。）の住所、氏名又は名称並びに製造者及び販売者が連名で消費者庁長官に届け出た製造者の製所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。</p> <p>一 製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連</p> |
|--|--|

| | |
|------------------------------------|--|
| 同じ。) の氏名又は 名称。以下この章に おいて同じ。) | <p>絡先</p> <p>二 製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製者 の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレ ス（二次元コードその他のこれに代わるものも含 む。）</p> <p>三 当該製品を製造している全ての製造所の所在地 又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記 号</p> |
|------------------------------------|--|

※3 「加工者」、「加工場所」等の加工した場所が分かるような事項名も可。

※4 「製造場所」等の製造した場所が分かるような事項名も可。

（加工－252）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q18. 原材料名の表示で、カレー粉等多種類の香辛料からなるものであって、小型容器包装に入れられたものについて、使用した全ての香辛料を表示しなければならないですか。

(答)

1. 原材料名の表示は、原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示することとなっています。
2. しかしながら、カレー粉等のように多種類の香辛料からなるもので、小型容器包装入りのものについては、容器包装の面積が狭いため定められた活字以上の大きさの文字（表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあっては、5.5ポイントの活字以上の大きさの文字とすることができます。）を考慮しても全ての原材料名を表示することは技術的に困難であると考えられます。
3. したがって、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の規定において、香辛料及び香辛料エキス（既存添加物名簿に掲げる添加物に該当するものを除き、原材料に占める重量の割合が2%以下のものに限る。）は、「香辛料」又は「混合香辛料」と表示することができることとなっていることを勘案し、カレー粉等のように多種類の香辛料からなるもので、小型容器包装入りのものについての原材料名の表示は、個々の香辛料のうち、原材料に占める重量の割合が2%を超えるものにあってはその最も一般的な名称をもって表示し、2%以下のものにあっては「その他香辛料」としてまとめて表示しても差し支えありません。

(加工-65) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q19. 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合の表示方法について教えてください。

(答)

1 原料原産地表示の対象の原材料が中間加工原材料の場合には、表示した原材料の名称に対応して製造地を表示することを基本とします。

2 加工食品は、生鮮原材料を使用して製造している場合もあれば、他社工場で製造された中間加工原材料を使用して製造する場合もあり、その中間加工原材料を生鮮原材料まで遡って原産国を特定することは困難な場合があります。

また、従来から原材料の名称は、生鮮原材料であるか中間加工原材料であるかを区別せず、最も一般的な名称で表示することとしてきたことから、表示した中間加工原材料の名称に対応して製造地を表示します。

その際、単に国名のみを表示すると、その中間加工原材料の元となる生鮮原材料の原産地であると消費者が誤認する恐れがあることから、中間加工原材料の原産地を「○○製造」と表示することとします（「○○加工」との表現は使用できません。）。

3 製造地表示をする国が複数ある場合は、国別重量順表示を基本とし、必ず国名ごとに「製造」の文字を付してください。（「ドイツ、ブラジル製造」のような表示は認められません。）また、中間加工原材料名の次に括弧をつけて「○○製造」と中間加工原材料名に対応させた表示が必要です。すなわち、例えば「りんご（ドイツ製造）」のように、生鮮原材料名に対応させて「○○製造」と表示することはできません。ただし、例3のような表示を行うことは可能です。

4 なお、中間加工原材料の原料の原産地が、生鮮原材料の状態まで遡って判明してお

り、客観的に確認できる場合には、「○○製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその原産地を表示することができます。

5 その他の表示方法については、生鮮原材料と同じです。すなわち（原原-20）で示したように、「国内製造」の表示に代えて、「○○県製造」といった都道府県での表示をすることができます。

《例1：中間加工原材料の製造地表示》

（りんご果汁を購入し、使用している場合）

| | |
|------|------------------------------------|
| 名称 | 清涼飲料水 |
| 原材料名 | りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC |
| 内容量 | 500ml |
| 賞味期限 | 令和2年3月31日 |
| 保存方法 | 直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください |
| 製造者 | ××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-× |

（皮を購入し、使用している場合）

| | |
|------|---------------------------------------|
| 名称 | どらやき |
| 原材料名 | 皮（卵、小麦粉、砂糖）（国内製造）、つぶあん（砂糖、小豆、水あめ）／膨張剤 |
| 内容量 | 1個 |
| 賞味期限 | 令和元年11月24日 |
| 保存方法 | 直射日光、高温多湿の場所を避けて保存してください |
| 製造者 | ○○株式会社 東京都千代田区永田町●-●-● |

（次頁に続く）

(小麦粉を購入し、使用している場)

| | |
|------|---|
| 名称 | 食パン |
| 原材料名 | 小麦粉（国内製造）、砂糖、マーガリン、パン酵母、食塩、（一部に小麦・乳成分を含む） |
| 内容量 | 6枚 |
| 賞味期限 | 表面に記載 |
| 保存方法 | 直射日光、高温多湿を避けて保存してください |
| 製造者 | ☆☆株式会社 東京都千代田区霞が関★－★－★ |

《例2：中間加工原材料の製造地表示（原料原産地名の事項欄を設けて表示）》

(りんご果汁を購入し、使用している場合)

| | |
|--------|-----------------------------|
| 名称 | 清涼飲料水 |
| 原材料名 | りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC |
| 原料原産地名 | ドイツ製造（りんご果汁） |
| 内容量 | 500ml |
| 賞味期限 | 2020年3月31日 |
| 保存方法 | 直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください |
| 製造者 | ××株式会社 東京都千代田区永田町×－×－× |

(次頁に続く)

《例3：中間加工原材料の製造地表示（一括表示枠内に表示することが困難な場合、記載箇所を明記の上で別の箇所に表示）》

（りんご果汁を購入し、使用している場合）

| | |
|--------|-----------------------------|
| 名称 | 清涼飲料水 |
| 原材料名 | りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC |
| 原料原産地名 | りんご果汁の製造地は、この面の下部に記載 |
| 内容量 | 500ml |
| 賞味期限 | この面の下部に記載 |
| 保存方法 | 直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください |
| 製造者 | ××株式会社 |
| | 東京都千代田区永田町×－×－× |

上段：賞味期限

下段：りんご果汁の製造地

2020.3.31

ドイツ、ハンガリー

（次頁に続く）

《例4：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示》

○

| | |
|------|---|
| 名称 | 清涼飲料水 |
| 原材料名 | りんご果汁（りんご（ドイツ、ハンガリー））、果糖 ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC |
| 内容量 | 500ml |
| 賞味期限 | 令和2年3月31日 |
| 保存方法 | 直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください |
| 製造者 | ××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-× |

✗

| | |
|------|---|
| 名称 | 清涼飲料水 |
| 原材料名 | りんご果汁（りんご（ドイツ製造、ハンガリー製 造））、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC |
| 内容量 | 500ml |
| 賞味期限 | 令和2年3月31日 |
| 保存方法 | 直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください |
| 製造者 | ××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-× |

(次頁に続く)

《例5：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を遡って表示（原料原産地名の事項欄を設けて表示）》

| | |
|--------|-----------------------------|
| 名称 | 清涼飲料水 |
| 原材料名 | りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC |
| 原料原産地名 | ドイツ（りんご）、ハンガリー（りんご） |
| 内容量 | 500ml |
| 賞味期限 | 令和2年3月31日 |
| 保存方法 | 直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください |
| 製造者 | ××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-× |

| | |
|--------|-----------------------------|
| 名称 | 清涼飲料水 |
| 原材料名 | りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC |
| 原料原産地名 | ドイツ、ハンガリー（りんご） |
| 内容量 | 500ml |
| 賞味期限 | 令和2年3月31日 |
| 保存方法 | 直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください |
| 製造者 | ××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-× |

（次頁に続く）

《例6：中間加工原材料の生鮮原材料の原産地を原料原産地名の事項欄を設けて表示する際、当該生鮮原材料が複数の中間加工原材料に使用されている場合》

※ 原産地を表示する生鮮原材料がどの中間加工原材料の生鮮原材料かが分かるよう表示する必要があります。

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 名称 | 清涼飲料水 |
| 原材料名 | りんご果汁、りんご果粒、果糖ぶどう糖液糖、果糖／酸味料、ビタミンC |
| 原料原産地名 | ハンガリー（りんご（りんご果汁）） |
| 内容量 | 500ml |
| 賞味期限 | 2020.3.31 |
| 保存方法 | 直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください |
| 製造者 | ××株式会社 東京都千代田区永田町×-×-× |

（原原-42）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q20. どのような食品が食品表示基準の適用を受けるのですか。

(答)

食品表示法第2条第3項第1号に規定する食品の製造・加工・輸入を業とする者

(当該食品の販売をしない者を除く。) 又は食品の販売を業とする者や食品関連事業者以外の者 (バザー等で販売する者など、販売を業としない者) が、加工食品 (酒類を含む。) 、生鮮食品又は添加物を販売する場合及び不特定又は多数の者に対して無償で譲渡する場合に適用を受けます。

なお、配合飼料のように食品でないものは対象とはなりません。

(総則-1) 食品表示基準Q&A (最終改正 令和6年4月1日消食表第214号) より

Q21. 食品表示基準第7条「特色のある原材料等に関する事項」について、本規定の目的と概要を教えてください。

(答)

1 本規定の目的は、原材料の特色について特別に強調された表示による消費者の誤認を防止することです。

2 具体的には、例えば、商品に「国産××使用」のように「特色のある原材料」の表示がされている場合、消費者は「国産××」の使用割合が100%であると認識すると考えられます。このような場合において、実際には「国産××」の使用割合が10%であったとすると、消費者を誤認させことになるため、「国産××10%使用」のように使用割合を併記することを規定しています。

3 表示する割合は、表示する特色のある原材料の

① 製品に占める割合

② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合

のいずれかです。どちらの割合を表示するかについては、(加工-207)を参照してください。なお、使用割合が100%の場合は割合表示を省略することができます。

4 また、3②の割合を表示する場合には、同一の種類の原材料に占める割合である旨を表示する必要があります。具体的には(加工-207)を参照してください。

5 特定の原材料を強調表示するということは、基本的に当該原材料を使うことで製品の品質を高める等の効果がある場合において、そのことをPRする目的を持つものと考えられます。強調表示を行う場合、事業者はその表示を行う根拠について明確に説明できることが必要と考えます。

重量割合上位1位の原材料以外の原材料に任意で原料原産地名を表示する場合、当該原料原産地表示が、間にある原材料(質問の場合、上位2位、上位3位、上位4位の原

材料) の原産地であると消費者が誤認しないためには、それらの原材料についても、原材料原産地表示を行うことが望ましいと考えますが、特定の原材料だけ（質問の場合、上位5位の原材料だけ）に表示をしても、適切な位置に表示されていれば、問題ありません。

（加工-198）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q22. 詰め合わせ商品、個包装集合体のもので、個包装に表示した場合、商品外装パッケージにも表示する必要がありますか。必要がある場合、表示方法を教えてください。また、反対に、個包装に表示せずに商品外装パッケージのみに表示することも可能ですか。

(答)

個々の商品に表示を行っていた場合であっても、商品外装パッケージにも別途表示を行う必要があります。ただし、透明の袋等を通して個々の商品の表示を認識できる場合であれば、商品外装パッケージにあえて表示を行う必要はありません。

また、販売方法が詰め合わせの形態に限られ、商品ごとにばら売りされることがない場合は、商品外装パッケージに表示を行っていれば、個々の商品に表示を行う必要はありません。ただし、販売者によって、ばら売りされることが想定されている場合は、想定されている商品全てに表示を行う必要があります。想定していなかった商品が販売者によってばら売りされる場合には、販売者に表示義務が生じます。

輸入した加工食品については既にその製品の製造国を「原産国名」として表示することが義務付けられているため、原料原産地名の表示については必要ありません。

(加工-246) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q23. 表示可能面積が 150 平方センチメートルより大きい場合は、5.5~7.5 ポイントの文字のサイズを使用することはできないのですか。

(答)

消費者用に販売される商品について、表示可能な面積がおおむね150平方センチメートルより大きい場合は、8 ポイント以上の大きさの文字で表示しなければなりません。

(加工-267) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第 214号）より

Q24. 食品関連事業者の行為における「製造」、「加工」とは、具体的にはどのような行為を指しますか。

(答)

「加工」とは、新たな属性を付加する行為であり、加工行為を行う前後で比較して、本質の変更を及ぼさない程度の行為を指します。具体的には以下の行為が「加工」に該当します。なお、酒類における「製造」、「加工」の判断については、「食品表示法における酒類の表示のQ & A（平成30年7月国税庁）」を確認願います。

| | | | |
|----|---------|-------|--|
| 加工 | 形態の変更 | 切断 | 加工食品の単なる切断（ハムの塊をスライス、など） |
| | | 整形 | 加工食品の大きさを整える（ブロックのベーコンの大きさと形を整えるなど）。 |
| | | 選別 | 加工食品を選別（煮干を大きさで選別など） |
| | | 破碎 | 生鮮食品や加工食品を粉末（粉状にしたもの）ではなく、少し碎く行為（挽き割り大豆など） |
| | | 混合 | 異なる種類の生鮮食品や加工食品の混合（キャベツとレタスの野菜ミックス、あられと落花生の混合（柿ピー）など。ただし、粉体と粉体、液体と液体、固体と液体の混合を除く。） |
| | 容器包装の変更 | 盛り合わせ | 複数の異なる種類の生鮮食品を盛り合わせること（マグロとサーモンの刺身盛り合わせ、など） ※盛り合わせたA、Bは別々に食する。 |
| | | | 生鮮食品や加工食品（異なる種類）の盛り合わせ（マグロとゆでダコの盛り合わせ、など） |

| | | |
|--|--------|---|
| | 小分け | 加工食品を小分け包装する。（うなぎ蒲焼きをバルクで仕入れ小分けする、など） |
| | 加塩 | 既に塩味のついた加工食品を加塩する。（塩鮭甘口に振り塩をし塩鮭辛口にする、塩蔵わかめに塩を加えるなど） |
| | 骨取り | 原型のまま除骨のみ行う（塩サバの骨とりなど）。 |
| | 表面をあぶる | 生鮮食品の表面だけあぶる行為（牛肉のタタキ、カツオのタタキなど） |
| | 冷凍 | 単に加工食品を冷凍したもの（凍り豆腐、寒天、冷凍食品等の製造行為に該当するものを除く。） |
| | 解凍 | 自然解凍等により、単に冷凍食品を冷蔵もしくは常温の状態まで解凍したもの（冷凍ゆでだこを解凍する。） |
| | 結着防止 | 固まらないように植物性油脂を塗布（レーズンへの植物性油脂の塗布） |

(総則-15) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q25. 食品表示基準別記様式1に従った表示を必ず行わなければならないのですか。

(答)

1 食品表示基準別記様式1による表示が基本となります。

2 食品表示基準別記様式1以外の方法で表示を行うことができるのは、

- ① スーパーマーケットなど販売店で小分けするなどの際において、価格などを表示するシール（いわゆるプライスラベル）に一括して分かりやすく表示する場合
 - ② 容器包装の形態などから、食品表示基準別記様式1による表示が困難であり、消費者にとって分かりやすいよう工夫して表示する場合
- などの場合に限ります。

3 なお、当然のことながら、食品表示基準別記様式1による表示が困難な場合であっても、食品表示基準別記様式1による表示と同等程度に見やすく一括して表示することが必要です。表示に当たっては、消費者にとってより分かりやすいものとなるよう工夫してください。

(加工-236) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q26. 複数の加工食品により構成される製品の原材料の表示方法を教えてください。

(答)

- 1 納豆、添付たれ及び添付からして構成される納豆製品のような複数の加工食品により構成される製品について、この製品に使用した原材料及び添加物を、食品表示基準第3条第1項の表の原材料名の項の2の2及び添加物の項の2の規定に基づき加工食品ごとにまとめて表示することができます。
- 2 なお、原材料名の表示について、食品表示基準別表第4において、別途、原材料名の表示方法が規定されている食品については、これらの規定に従い表示することになります。

(加工-59) 食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q27. 原料原産地表示の対象となる加工食品はどのようなものですか。

(答)

1 消費者への情報提供を目的として、国内で製造した全ての加工食品が原料原産地表示の対象となります。

輸入品（輸入後の国内での加工行為等が、実質的な変更をもたらしていないものを含む。）については、従来どおり輸入品として「原産国名」の表示が必要であり、原料原産地名の表示は必要ありません。

2 原材料名の表示等と同様、以下の場合には、原料原産地名の表示は必要ありません。

- ① 設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ② 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（いわゆるインストア加工を含む。）
- ③ 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合
- ④ 容器包装に入れずに販売する場合

また、容器包装の表示可能面積がおおむね30 平方センチメートル以下の場合には、原料原産地名の表示を省略することができます。

（原原－1）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q28. 製品の原産国について教えてください。また、(加工-150) でいう「輸入された製品について、国内で商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が施されていない製品」とはどのような製品ですか。

(答)

1 製品の原産国とは、景品表示法に基づく「商品の原産国に関する不当な表示」に規定しているとおり、「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国」のことを指します。

この場合において、次のような行為については、「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれません。

- ① 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと
- ② 商品を容器に詰め、又は包装すること
- ③ 商品を単に詰合せ、又は組合せること
- ④ 簡単な部品の組立てをすること

これに加え、関税法基本通達では、

- ⑤ 単なる切断
- ⑥ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
- ⑦ 単なる混合

についても、原産国の変更をもたらす行為に含まれない旨が明記されています。

2 このため、輸入された製品について上記①から⑦までに該当する行為を国内で行った場合であっても、当該製品は、製品輸入した製品と同様に、「実質的な変更をもたらす行為」が行われた国を原産国として表示する必要があります。

3 なお、輸入品である加工食品について、基本的には「その商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が最後に行われた国が原産国となる場合が多いですが、製品の製造工程が二国以上にわたる場合において、当該商品の重要な構成要素が複数あり、そのいずれの部分も重要性に優劣が付けられない場合、又は商品の重要な製造工程が複数あり、そのいずれの工程も重要性に優劣が付けられない場合であって、それらが別々の国で行われるときには、消費者の誤認を惹起しないよう、それらの国を全て原産国として表示する必要があります。

（加工－151）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q29. 特色のある原材料の割合表示として、

- ① 製品に占める割合
- ② 特色のある原材料と同一の種類の原材料に占める割合

のいずれを表示すればよいのですか。複合原材料を使用した場合、分割して表示できない場合を教えてください。

(答)

1 表示が必要な割合については、食品表示基準第7条の表の特色のある原材料等に関する事項において、

- ① 特色のある原材料の製品の原材料に占める重量の割合
- ② 特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合（この場合において、特色のある原材料の特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨を表示すること。）のいずれかであることが定められています。

2 (加工-202) に掲げた特色のある原材料の特徴から、基本的には②の考え方に基づき、同一の種類の原材料に占める割合を表示するべきと考えます。例えば、米としてコシヒカリと日本晴を使用している「炊き込みご飯のレトルトパウチ」において、コシヒカリを使用していることを表示する場合、以下の2つの方法が考えられます。

【方法1】強調表示部分において「米に占める割合」であることを明記

- (例1) 「コシヒカリ50%使用（米に占める割合）」
- (例2) 「この商品に使用されている米のうちコシヒカリは50%です」

【方法2】一括表示部分の原材料名欄において割合表示

- (例) 「原材料名うるち米（コシヒカリ50%）、…」

注) 特色のある原材料の割合の表示は、消費者が誤認しないという観点から強調した箇所の全てに表示する必要があると考えます。

3 ただし、以下のように、細分化された原材料の一部を強調する場合については、②の割合を

表示すると消費者に誤認を与えるおそれがあると考えられますので、①の割合を表示するべきと考えます。

【例】『本マグロ 20%（北太平洋産 50%、メキシコ産 50%）、メバチマグロ 80%』のまぐろのたたき

→×（不可）「北太平洋産本マグロ 50% 使用（本マグロに占める割合）」

○（可）「北太平洋産本マグロ 10% 使用（マグロに占める割合）」

4 また、製品中ごく少量しか含まれていないものについて、1の②を活用して例えば次の表示例1のように、100%と割合を表示した場合、実際に製品全体の原材料として使用している割合（実際に含まれている原材料の量）と、この強調した表示から消費者が受けるイメージに大きな違いが生じる場合があると考えます。強調した表示を行う際は、表示する理由をよく考慮した上で、消費者が誤認しないように注意して次の表示例2を参考に表示してください。

・表示例1：「○○県産りんご100%使用（りんごに占める割合）」

・表示例2：「製品中に○○県産りんごを 5%（○グラム）使用」

なお、景品表示法上の考え方として、平成18年11月に公正取引委員会から「果汁・果実表示のある加工食品の表示に関する実態調査報告書」が出され、特色ある原材料として表示した割合について、何の割合であるのか明瞭に表示するとともに、実際の原材料の使用率と百分率によって表示される数値との乖離が大きい場合は、単にパーセント表示だけを行うのではなく、併せて重量を具体的に表示することが望ましいとしています。詳細は報告書を御覧ください。

報告書のURL：https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/cyosa/cyosahyoji/h18/06110801_files/06110801-hontai.pdf

（加工－207）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より

Q 3 0. 原材料の表示順は、製造時の原材料配合割合に従って決定するのですか。

(答)

1 原材料の表示順は、基本的に製造時の配合割合に従って決定することになります。国際規格であるコーデックスの包装食品一般規格においても同様の考え方方がとられています。

2 ただし、

① フライ類の揚げ油やエキス抽出目的の茶やハーブ類、加熱した食肉を調味液に漬け込み調味液を捨てる場合などのように、製造時に配合した量と、最終製品中に含まれる量が明らかに異なる場合や、

② 濃縮原料や乾燥原料を使用するため、使用した原材料の重量を単純に比較することが適当でない場合には、消費者に誤認を与えることのないよう、表示順の決定に際し留意する必要があります。

3 2 の①の例の場合には、製品に吸収される油、エキスや調味液の量を、事業者自身又は業界の試験結果等から推測し、当該製品に含まれると考えられる重量順に表示してください。

4 また、2 の②の例の場合には、原料の入手時には濃縮又は乾燥した形であっても、製造の際に還元される原材料について、内容物を誤認させないよう注

意しつつ、還元した状態又は乾燥前の状態に換算した重量順で表示することができます。

5 いずれにしても、原材料を重量順に表示するよう定めているのは、商品名やイメージから予想される使用量と大幅に異なることなどによる消費者の誤認や不利益を防止するためであり、消費者が使用した原材料の多寡を適切に判断できるよう、各事業者が十分に考慮することが必要です。

（加工－57）食品表示基準Q&A（最終改正 令和6年4月1日消食表第214号）より